

審査意見への対応を記載した書類（7月）

【大学等の設置の趣旨・必要性】

（是正事項）医学系研究科看護学専攻博士後期課程

- | |
|---|
| 1. 地域包括ケア開発学とは「医学、生物学、薬学、心理学、統計学、社会学等の看護学の基盤をなす学問体系と連動しながら発展させることができる」と説明しているが、看護学との関係性が不明確である。地域包括ケア開発学の定義や看護学との関係性を明確にしつつ、学位名称の妥当性について説明すること。 |
|---|

（対応案）

審査意見を受けて、地域包括ケア開発学と看護学との関係を明確にするため、以下のとおり、設置の趣旨を記載した書類の「3. 設置するコースの考え方」に地域包括ケア開発学の定義を行った。

地域包括ケアシステムは、あらゆるライフステージの人々が病気や障害を抱えても住み慣れた地域で尊厳ある生活を営むために必要であり、人々の健康課題解決のために生活支援を実践してきた看護職者がその中で果たすべき役割は非常に大きい。また、地域包括ケアシステムの推進には、医療だけではなく、保健や福祉を含め多職種が連携して成立するケアシステムの構築が必要である。対象者の生活全般に密接に関わる看護職は、対象者のニーズに応じて多職種との連携・調整を図ることができる職種である。これまでの看護実践や看護研究により培われてきた看護学の知見を、地域包括ケアシステム推進のためにさらに発展させていくことが望まれている。

本コースでは、地域包括ケアを推進するために看護学が担うべき役割に注目する。地域包括ケア開発学を、生涯にわたる生活支援の開発と生活機能を尊重した看護の確立を行う「生活支援看護開発学」と、地域資源を活用した地域看護システム全体の評価を科学的に実証していく「地域看護システム開発学」の両面からとらえ、それぞれの看護学の知見を深めることにより地域包括ケアの発展に資する学問であると定義する。

また、前述のとおり、「3. 設置するコースの考え方」に地域包括ケア開発学の定義を行ったため、「当該学位名称とする理由」から、地域包括ケア開発学に関する記述を削除し、以下のとおり修正した。学位名称については、本コースでは、地域包括ケア開発学を生活支援看護開発学と地域看護システム開発学の両面からとらえ、それぞれの看護学の知見を深めることにより、新たな看護学の知の創造に寄与するものであることから看護学と考える。

本博士後期課程は、地域包括ケア開発学コースを設置し、地域の保健・医療・福祉の全般を俯瞰できる高度看護職の育成に焦点を置く。本コースは、地域包括ケアを推進するために、看護学が担うべき重要な役割である、健康レベルに応じた生活支援方法及びケアシステムの開発を行うことで、新たな看護学の知の創造に大きく寄与するものであることから、学位の名称は博士（看護学）とする。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>3. 設置するコースの考え方 (3 頁)</p> <p>地域包括ケアシステムは、あらゆるライフステージの人々が病気や障害を抱えても住み慣れた地域で尊厳ある生活を営むために必要であり、<u>人々の健康課題解決のために生活支援を実践してきた看護職者がその中で果たすべき役割は非常に大きい。また、地域包括ケアシステムの推進には、医療だけではなく、保健や福祉を含め多職種が連携して成立するケアシステムの構築が必要である。対象者の生活全般に密接に関わる看護職は、対象者のニーズに応じて多職種との連携・調整を図ることができる職種である。これまでの看護実践や看護研究により培われてきた看護学の知見を、地域包括ケアシステム推進のためにさらに発展させていくことが望まれている。</u></p> <p>本コースでは、<u>地域包括ケアを推進するために看護学が担うべき役割に注目する。地域包括ケア開発学を、生涯にわたる生活支援の開発と生活機能を尊重した看護の確立を行う「生活支援看護開発学」と、地域資源を活用した地域看護システム全体の評価を科学的に実証していく「地域看護システム開発学」の両面からとらえ、それぞれの看護学の知見を深めることにより地域包括ケアの発展に資する学問であると定義する。</u></p>	<p>3. 設置するコースの考え方 (3 頁)</p> <p>地域包括ケアシステムの構築は、あらゆるライフステージの人々が病気や障害を抱えても住み慣れた地で尊厳ある生活を営むために必要であり、<u>これからの看護学が果たすべき役割は非常に大きい。また、地域包括ケアシステムの推進には、医療だけではなく、保健や福祉を含め多職種が連携して成立する必要があり、その中の看護職の職務は多岐にわたり重要である。</u></p> <p><u>つまり、地域包括ケア開発学とは、生涯にわたる生活支援の開発と生活機能を尊重した看護の確立、ならびに地域資源を活用した地域看護システム全体の評価を科学的に実証していくための基盤となる学問であり、地域包括ケアシステムを人々のより豊かな生活のための支援へと発展させていくためには、この分野の科学的なエビデンスの蓄積が欠かせない。本コースでは、地域包括ケア開発学を「生活支援看護開発学」と「地域看護システム開発学」の両面からとらえ、それぞれの領域の看護学の知見を深めることにより地域包括ケアの発展に資する学問体系を構築していくものである。</u></p>
<p>II. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 (6 頁)</p> <p>3. 当該名称とする理由</p> <p>本博士後期課程は、地域包括ケア開発学コースを設置し、地域の保健・医療・福祉の全般を俯瞰できる高度看護職の育成に焦点を置く。<u>本コースは、地域包括ケアを推進するために、看護学が担うべき重要な役割である、健康レベルに応じた生活支援方法及びケアシステムの開発を行うことで、新たな看護学の知の創造に大きく寄与するものであることから、学位の名称は博士(看護学)とする。</u></p>	<p>II. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 (6 頁)</p> <p>3. 当該名称とする理由</p> <p>本博士後期課程は、地域包括ケア開発学コースを設置し、地域の保健・医療・福祉の全般を俯瞰できる高度看護職の育成に焦点を置く。<u>地域包括ケア開発学とは、生涯にわたる生活支援の開発と生活機能を尊重した看護の確立、ならびに地域資源を活用した地域看護システム全体の評価を科学的に実証していくための基盤となる学問であり、医学、生物学、薬学、心理学、統計学、社会学等の看護学の基盤をなす学問体系と連動しながら発展させることができる。超高齢社会に対応するための看護学の新たな領域への開発と発展を目指す学問分野として位置づけ、新たな看護学の知の創造に大きく寄与できると考えられることから、学位の名称は博士(看護学)とする。</u></p>

【教育課程等】

(改善事項) 医学系研究科看護学専攻博士後期課程

2. 予備審査を受ける要件について、筆頭著者としての投稿が必要であるかについて不明確であるため、改めて予備審査の要件を具体的に説明すること。また、予備審査の要件として妥当かについて、大学としての考えを説明すること。

(対応)

予備審査を受けるための条件については、原則、単著を想定していたため、筆頭著者について記載していなかったが、審査意見のとおり共著の場合を想定し、以下のとおり修正した。

また、日本学術団体に登録されている学会の学術雑誌という記述が適正ではなかったため、併せて修正した。

「日本学術会議協力学術研究団体として登録されている学会の学術雑誌(英語論文を含む)又は査読のある海外の学術雑誌へ本人を筆頭著者とする論文を1編以上掲載、あるいは掲載が決定していなければならない。ただし、原著論文である必要はない。」

予備審査を受けるための条件の妥当性については、学位論文作成のためには、前段となる研究が必要不可欠であり、それを論文として一定の水準にまとめる能力が必要となってくることから、予備審査の段階で、最低1編は査読のある学術論文への投稿経験が必要であると考え、1編以上を条件として設定した。なお、予備審査の段階では、博士論文の課題に関する文献レビューなどの総説、博士論文の完成に向かうまでの予備研究結果などの原著、研究報告として産出されることを想定しており、これらはいずれも博士論文を完成に導くものであり、博士論文の基礎となるものであることから、必ずしも原著論文であることまでは求めないこととした。

(新旧対照表)

新	旧
<p>V. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (15頁)</p> <p>9月に予備審査を行う。予備審査では学生の研究内容がディプロマ・ポリシーで示された内容に相当しているか、学位論文の草稿等について審査する。予備審査を受けるためには、<u>日本学術会議協力学術研究団体として登録されている学会の学術雑誌(英語論文を含む)又は査読のある海外の学術雑誌へ本人を筆頭著者とする論文を1編以上掲載、あるいは掲載が決定していなければならない。ただし、原著論文である必要はない。</u></p>	<p>V. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (15頁)</p> <p>9月に予備審査を行う。予備審査では学生の研究内容がディプロマ・ポリシーで示された内容に相当しているか、学位論文の草稿等について審査する。予備審査を受けるためには、<u>日本学術団体に登録されている学会の学術雑誌(英語論文を含む)又は査読のある海外の学術雑誌へ1編以上掲載、あるいは掲載が決定していなければならない。ただし、原著論文である必要はない。</u></p>

【名称、その他】

(改善事項) 医学系研究科看護学専攻博士後期課程

3. 学生が入学する前に研究指導予定教員が学生を指導するかのような記載が見受けられ、誤解を与えることから、適切に記載を改めること。

(対応)

審査意見のとおり、学生が入学する前に研究指導予定教員が学生を指導するかのような誤解を与えかねない表記となっていたことから、以下のとおり修正した。

2) 研究指導

(1) 指導教員体制

③受験希望者と教員との面談を行い、受験希望者のニーズと教員の研究支援内容とがマッチングする場合には、その教員が研究指導予定教員として、入学後の見通し、および14条特例を適用するかどうかの判断を行う。14条特例を適用する場合には職場の就学支援の環境整備について話し合い支援を行う。

(新旧対照表)

新	旧
V. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (14頁) ③受験希望者受験希望者と教員との面談を行い、受験希望者のニーズと教員の研究支援内容とがマッチングする場合には、その教員が研究指導予定教員として、入学後の見通し、および14条特例を適用するかどうかの判断を行う。14条特例を適用する場合には職場の就学支援の環境整備について話し合い支援を行う。	V. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (14頁) ③ 受験希望者と教員との面談を行い、受験希望者のニーズと教員の研究支援内容とがマッチングする場合には、その教員が研究指導予定教員として <u>学生の受験までの準備</u> 、入学後の見通し、および14条特例を適用するかどうかの判断を行う。14条特例を適用する場合には職場の就学支援の環境整備について話し合い支援を行う。